

令和 6 ・ 7 年度 小規模契約希望者登録 申請要領 (業務委託・物品調達等)

この制度は、周南市が発注する業務委託、物品の購入等のうち、入札によらない少額で内容が軽易な案件について、市内業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。令和 6 ・ 7 年度に小規模契約の受注を希望する方は、次の要領により書類を提出してください。

1 対象となる契約

- (1) 予定価格が 1 3 0 万円以下の物品の製造の請負
- (2) 予定価格が 8 0 万円以下の物品購入
- (3) 予定価格が 5 0 万円以下の業務委託
- (4) 予定価格が 4 0 万円以下の物件の借入

2 登録できる方

次の (1) ～ (5) 全てを満たす方が登録できます。

- (1) 周南市内に本社・本店を置く法人又は周南市内に主たる事業所を置く個人事業者であること
- (2) 周南市の市税に滞納がなく、周南市発行の「滞納の無いことの証明書」を提出できる者であること
- (3) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (4) 令和 6 ・ 7 年度周南市競争入札等参加資格者名簿 (業務委託・物品調達等) に登録 (申請中のものも含む) されていない者であること
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱 (平成 2 4 年周南市要綱第 3 7 号) 別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

3 受付期間

定期受付：令和 5 年 1 1 月 1 日 (水) ～令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (木)

随時受付：令和 6 年 4 月 1 日 (月) ～令和 8 年 2 月 1 3 日 (金)

4 資格の有効期間

定期受付分：令和 6 年 4 月 1 日 (月) ～令和 8 年 3 月 3 1 日 (火)

随時受付分：令和 6 年 4 月 1 日以降、毎月 1 5 日 (土日祝日の場合はその前日) を受付締切とし、受付日の属する月の翌月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで

5 提出方法

原則として郵送 (定期受付分は令和 5 年 1 1 月 3 0 日消印有効、随時受付分

は受付期間の毎月 15 日（土日祝日の場合はその前日）必着。）

※令和 6 年 10 月 1 日から郵便料金が変わっていますのでご注意ください。

※持参される場合も封筒に入れ、受付期間中の市役所開庁日の 8:30~17:15 の間に持参してください。なお、その場での書類確認は行いませんのでご了承ください。

6 提出書類

次の「7 提出書類一覧表」に示した書類を、①～⑥の順番に並べて提出してください。

7 提出書類一覧表

番号	法人	個人	提出書類
①	○	○	受付票兼ファクシミリ送信票
②	○	○	周南市小規模契約希望者登録申請書
③	○	—	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（注 1）＜コピー可＞
	—	○	居住する市区町村が発行する住民票の写し（注 1）＜原本＞
④	○	○	（ア）市税納税状況確認同意書（注 2）
	※	※	（イ）周南市発行の「滞納の無いことの証明書」（注 1）（注 2）＜原本＞ ※（ア）の同意書を提出した場合は、（イ）の証明書は提出不要です。
⑤	○	○	暴力団等との関係に関する誓約書
			暴力団等との関係に関する役員名簿（裏面）
⑥	○	○	返送用封筒（長形 3 号封筒に <u>110 円</u> 切手を貼り付けて、返送用宛名を記載したもの）

○ … 提出が必要なもの

【注意事項】

注 1 各種証明書は、提出日から 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

（例）11/1 に提出(発送)する場合は 8/1 以降に発行されたもの

注 2 「④（ア）市税納税状況確認同意書」を提出された場合は、市が納税状況を調査しますので「④（イ）滞納の無いことの証明書」の提出は不要です。この場合、令和 6 年 11 月に実施する中間年納税状況確認においても同意に基づき市が納税状況を調査するため、「滞納の無いことの証明書」の提出が不要となります。
なお、定期受付における調査基準日は令和 5 年 12 月 1 日、随時受付における調査基準日は受付月の締切日の翌日です。

調査の結果、納税状況が確認できなかった場合は、「滞納の無いことの証明書」の提出をお願いすることがあります。

8 受付及び認定結果の通知

- (1) 受付票は提出書類確認後ファクシミリにより通知します。
- (2) 認定結果は、定期受付分は令和6年2月下旬頃、随時受付分は受付後随時、郵送により通知します。

9 小規模契約希望者名簿登録内容等変更届

申請書類を提出後、次に掲げる事項に該当するときは、「小規模契約希望者名簿登録内容等変更届」を速やかに提出してください。

- (1) 営業を休止又は廃止したとき
- (2) 所在地又は住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスを変更したとき
- (3) 使用印鑑を変更したとき

10 その他

- (1) 本制度の登録者は、周南市が行う業務委託及び物品調達等の入札に参加することはできません。
- (2) 原則として、複数の登録業者による見積り合わせを行い、最低価格を提示した方と契約します。(書面により契約書を交わさない場合も含む。)
- (3) 本制度は、指名や契約を保証するものではありません。
- (4) 本制度の登録者との契約締結に際しては、契約保証金は免除します。
- (5) 再委託又は下請負は原則として認めませんので、自ら受注・履行可能な範囲で希望業種を登録してください。
- (6) 名簿登録後は、名簿を市ホームページで公表します。
- (7) 本制度における指名停止等の措置については、「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「周南市入札契約からの暴力団等排除要綱」の例によります。

【重要】

中間年(令和6年11月)において、再度、納税状況の確認を行います。登録時に「市税納税状況確認同意書」を提出された場合は、令和6年12月2日を基準日とし、市が納税状況を調査します。同意書を提出されなかった方は市が発行する「滞納の無いことの証明書」の提出が必要となります。日程が近づきましたら市ホームページに申請要領を掲載しますので、そちらをご確認ください。

《提出先及び問い合わせ先》

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 財政部 契約監理課(物品業務委託担当)

TEL 0834-22-8234

FAX 0834-22-8430

E-mail keiyaku@city.shunan.lg.jp

記入例

受付番号	
業者 番号	物品 委託

記入しないでください

周南市小規模契約希望者登録

提出する日を記入してください。

令和 5 年 11 月 日

(宛先) 周南市長

周南市が発注する小規模契約について、
を得ない者でないことを誓約し、以下のと

郵便番号	〒 7 4 5 - 8 6
所在地又は住所	周南市 岐山通1-
フリガナ	カブシキガイシャ シ
商号又は名称	株式会社 周南商事
代表者職名	代表取締役
フリガナ	シュウナン タロウ
代表者氏名	周南 太郎
電話番号	0834-22-8230
FAX番号	0834-22-8430
電子メールアドレス (任意)	

- ・実際に契約書や請求書等に使用する代表者の印鑑を押印してください。印鑑証明の印でなくても構いません。
- ・会社印(角印)は使用できません。
- ・個人の場合は個人印を押印してください。

個人の場合は「代表」等とし、役員名簿の記入内容と統一してください。

用印鑑

締代
役表
印取

電子メールアドレスを使用する場合は記入してください。

電話・FAX番号は名簿に掲載し市ホームページで公表します。

取引を希望する業種(物品調達等、業務委託それぞれ3種目まで)

種別	大分類			小分類		
	番号	種目	番号	種目	番号	種目
物品 調達 等	1	1 文具・事務機器類	1	事務機器類		
	2	1 文具・事務機器類	2	文具・紙製品		
	3	15 借入品類	1	事務機器類		
業務 委託	1	5 コンピュータサービス	4	文書等の電子化		
	2					
	3					

別表1・2「営業種目分類表」から選択し、その内容を転記してください。

物品・委託それぞれ3つまで記入できます。順位はありません。

※別表第1及び第2に示した番号・種目
※履行に際して許可・免許等が必要な